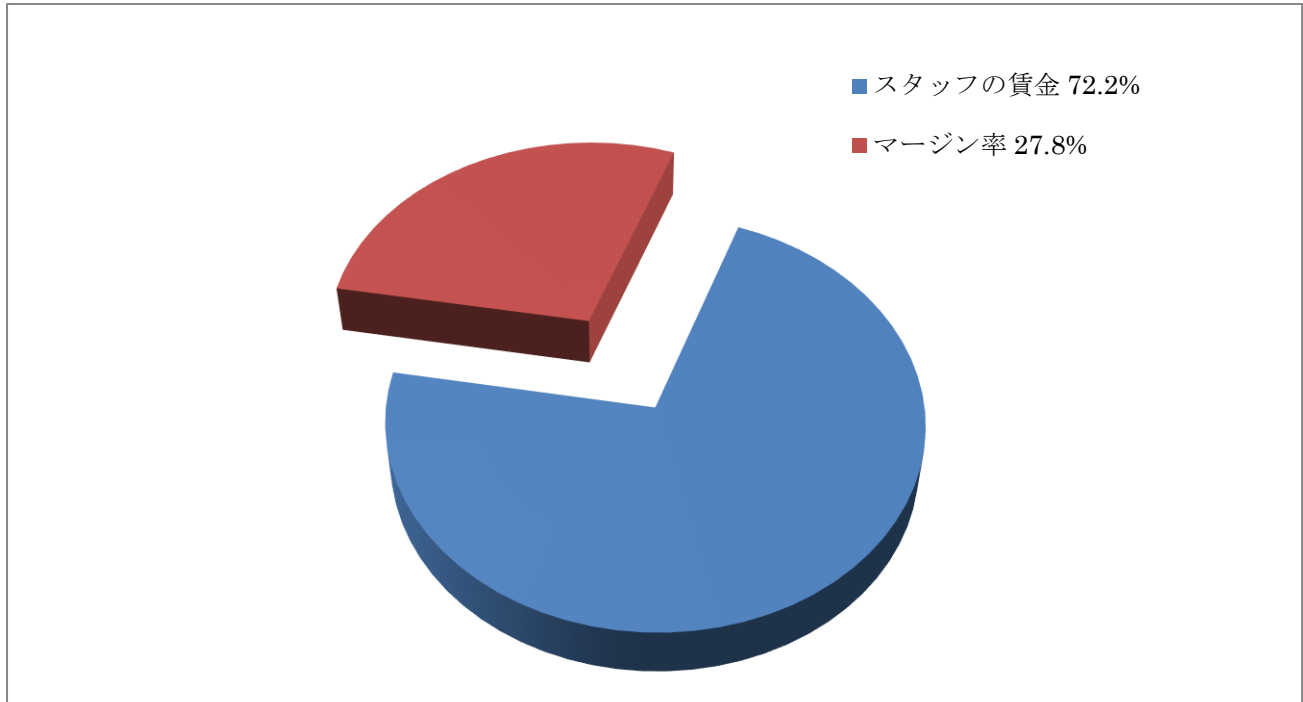


改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)』を公開することが義務付けられました。(法第 23 条第 5 項)下記に当社における情報提供項目を公開致します。



マージン率には下記項目が含まれています。

1. 社会保険料(事業者負担分) 労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金
2. 福利厚生費
3. オフィス賃料
4. 事業運営にあたる労働者の人件費
5. 通信費・光熱費などの諸費用
6. 営業利益

株式会社アシストエンジニアリング

本社 〒409-3841 山梨県中央市布施 2106-1

派遣労働者の数	503 人
労働者派遣の役務の提供を受けた者の数	283 社
マージン率	27.8%
教育訓練に関する事項	派遣の概要・情報セキュリティ及び個人情報保護教育 安全衛生教育・マナー
派遣料金の 1 人あたりの平均額	11,108 円
派遣賃金平均額	8,026 円